

長崎市政治倫理審査会（令和8年度第1回）会議録

日時：令和8年5月29日（金） 9:45～
場所：長崎市役所5階第3委員会室
出席者：中村会長、大西委員、井川委員、黒板委員
事務局等職員10名

事務局から、審査会の審議事項等について概要説明が行われた。

その後、議題1「長崎市長の資産等補充報告書の審査について」、議題2「長崎市長の所得等報告書の審査について」、議題3「長崎市議会議長の所得等報告書の審査について」、議題4「長崎市議会副議長の資産等補充報告書の審査について」、議題5「長崎市議会副議長の所得等報告書の審査について」、議題6「職員の倫理条例等の運用状況について」に関し、配付資料に基づきそれぞれ説明が行われ、説明に対しての質疑応答のほか、具体的な審議が行われた。

議題1 長崎市長の資産等補充報告書の審査について

委員 「預金」と「貯金」の違いを教えてください。

事務局等 「預金」は銀行に預けたもので、「貯金」はゆうちょ銀行やJAバンクなどに預けたものである。

会長 定期預金50,115円については、前回の報告から増加した金額ということか。それとも総額を記載しているのか。

事務局等 総額を記載している。

会長 資料9ページの貸付金について、今回報告がないが、前回の報告から変更がないということか。

事務局等 前年度から変更がないということである。

委員 住宅ローンの借入金は就任時以降報告されていないが、月々返済されているため借入金は減少していると思う。

その変化については、資産等補充報告書への報告は必要ないのか。

事務局等 資産が増加した場合に報告することとなっている。住宅ローンの借入金は定期的に返済されているが、資産は増加していないので、報告の対象外となっている。

会 長 預金の確認について、残高証明書を根拠資料とされているが、これは金融機関が発行したものか。

事務局等 金融機関が発行したものである。市長が金融機関で取得された証明書を事務局で確認している。

委 員 前々回の審査会でも議論となったが、土地・建物の価格を固定資産税の課税標準額から評価額に変更する予定はないのか。

事務局等 長崎市の取扱いについては、国の内容に準拠したものとしているため、現時点では現行の取扱いを変更する予定はない。

委 員 土地の確認は名寄帳で行っているとのことだが、不動産の価値についての確認も名寄帳のみで足りることか。

事務局等 名寄帳において確認をしている。金額については、事務局で確認をしている。

会 長 それでは、その他意見や疑義がなければ、議題1については、特に指摘すべき事項はないということでしょうか。

各 委 員 異議なし。

会 長 特に指摘すべき事項はないものとする。

議題2 長崎市長の所得等報告書の審査について

会 長 給与所得以外の収入について、どのように確認されているのか。

事務局等 市長への口頭による聴き取りにより確認している。聴き取りの結果、収入があれば確認資料を提出してもらっている。口頭による確認で給与所得以外の収入がないことを確認している。

委 員 市長は東京に自宅があるから地域手当が支給されているのか。

事務局等 地域手当はその地域に勤務する職員に支給されるものであるため、長崎市の支給割合（令和7年度は2%）に応じた地域手当を支給している。

委 員 給与所得以外の収入の確認について、市長への口頭での聴き取りを行っているとのことだが、所得証明書などの書類の提出は求めているのか。

事務局等 現時点では求めている。

会 長 所得証明書を取得するのは難しいことではない。給与所得以外の確認については、口頭申告だけではなく、所得証明書等の客観的に確認できる資料を提出してもらった方が確実なのではないか。

事務局等 ご意見いただいた分については、今後検討していきたい。

委 員 7月に給料が下がっているのはなぜか。給料の一部を返還しているのか。

事務局等 職員の不適正な事務処理等が相次いで発生したため、

監督者責任として、市長の7月分の給料を20%減額したためである。

給料の一部を返還しているのではなく、減額した給料を支給している。

委員 給与収入の確認方法について、口頭申告はやめた方がいい。提出された資料を確認して、審査する側もしっかり審査したという形にした方がいいのではないかと。

会長 それでは、その他意見や疑義がなければ、議題2について結論を出したい。市長の所得等報告書について審査内容に問題はないが、給与所得以外の収入の確認方法について、所得証明書等の客観的な証明資料によって確認することを今後検討していただきたい。こちらを指摘事項として整理したいと思うがよろしいか。

各委員 異議なし。

会長 それでは、議題2についてはそのように整理したい。

議題3 長崎市議会議長の所得等報告書の審査について

会長 先ほどの議論と同様、議員報酬と各種委員報酬については源泉徴収票で確認をされているが、その他の収入については、口頭での申告により確認されていると思う。意見になるが、先ほどの議論と同様、所得証明書等の客観的な確認資料で確認していただきたい。

委員 その他の収入があるのか、ないのかの確認については、源泉徴収票だけでは分からないので、やはり所得証明書等の書類で確認していただきたい。

会長 議長については、確定申告書も確認されたということで間違いはないか。

- 事務局等 議長については、確定申告が不要ということをも市民税課に確認しているため、源泉徴収票での確認を行っている。確定申告が不要な理由については、年末調整されなかった給与の収入額と各種所得の金額の合計額が20万円を超えていないためである。
- 委員 それは所得税の話ではないか。住民税については申告する必要はないのか。
- 事務局等 住民税については、各給与支払者から給与報告書が長崎市に届くため、住民税の課税額を計算するための確定申告は不要であることを確認している。
- 委員 承知した。
- 委員 確定申告が不要でも源泉徴収票の提出漏れがあるとよくないので、やはり所得証明書の提出がよいのではないか。
- 会長 審査会という場で所得を報告したうえで、審査するという形をとっている以上、やはり口頭申告だけではなく、客観的な資料で確認した方が、審査する委員としても間違いがないと思う。
- 会長 それでは、その他意見や疑義がなければ、議題3について結論を出したい。議長の所得等報告書について審査内容に問題はないが、給与所得以外の収入の確認方法について、所得証明書等の客観的な証明資料によって確認することを今後検討していただきたい。こちらを指摘事項として整理したいと思うがよろしいか。
- 各委員 異議なし。
- 会長 それでは、議題3についてはそのように整理したい。

議題4 長崎市議会副議長の資産等補充報告書の審査について

- 委員 資料 21 ページの軽自動車について、1 台減って 1 台増えたということか。
- 事務局等 そうである。
- 会長 資料 21 ページの預金・貯金について、今回は特に資産の増加はないということだが、確認方法は聴き取りのみということか。残高証明書での確認は行っていないのか。
- 事務局等 就任当初から預金・貯金がないので、今回も増額がないということ聴き取りで確認している。
- 会長 預金・貯金の確認方法としては、従前から口頭での確認を行っていたということか。
- 事務局等 そうである。
- 会長 預金・貯金がないことについて、就任時においても口頭で確認を行ったということか。
- 事務局等 口頭で聴き取りを行っている。
- 委員 軽自動車について、ローンで購入すると所有者が信販会社となり、購入者が使用者となる。この場合は、所有権はないため、報告すべき資産はないということになるのか。
- 事務局等 報告が必要なものは、本人が有するもので取得価格が 100 万円以上のものである。リース等により所有権がないということであれば報告する必要はない。
- 会長 それでは、その他意見や疑義がなければ、議題 4 については、特に指摘すべき事項はないということでしょうか。

各委員 異議なし。

会長 議題4については、特に指摘すべき事項はないものとする。

議題5 長崎市議会副議長の所得等報告書の審査について

会長 副議長については、年金収入があることから、確定申告書で確認されたということか。

事務局等 その通りである。

会長 それでは、その他意見や疑義がなければ、議題5については、特に指摘すべき事項はないということか。

各委員 異議なし。

会長 議題5については、特に指摘すべき事項はないものとする。

議題6 職員の倫理条例等の運用状況について

委員 第三者から情報提供があった場合の対応について、根拠となる条例や規則などはあるのか。

事務局等 資料25ページに記載している報告要領が根拠となっている。

－ 閉 会 －

(10 : 45)